

湖南省人権総合計画

～市民一人ひとりが人権感覚を高め、
お互いを認め合う人権尊重のまちづくり～

本計画はすべての人々の人権が尊重され、
お互いを認め合う人権尊重のまち湖南省に
するため、基本的な考え方や施策の方向性
を示したものです。

計画の期間

令和4(2022)年度から令和13(2031)年度まで(10年間)

基本理念

市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

3つの方向性

①「はぐくむ」

人権意識の醸成と人権文化の確立

さまざまな場面や人権課題に応じた人権教育、学習機会の提供と人権啓発の実施

②「つくる」

差別撤廃と人権尊重のまちづくり

さまざまな立場の人が交流し、それぞれの個性と能力が発揮できる差別や偏見のない地域社会づくり

③「まもる」

人権擁護の実現

差別の解決、困難な状況に置かれている人への支援など、人権を「守る」施策の展開

重視すべき視点

あらゆる分野への人権尊重の視点の反映

人権侵害や人権擁護を複合的な視点で捉えた取組の推進

新たに生じる問題への迅速で柔軟な対応

4つの目標

①豊かなつながりと人権感覚をはぐくむまちづくり

生涯を通じて人権について学び続けられるまちづくり

②差別や偏見のない、包摂と多様性を尊重した共生のまちづくり

多様性を生かした共生のまちづくり

③協働による人権尊重のまちづくり

地域コミュニティによる協働、連携・協力による誰もが参画できる人権尊重のまちづくり

④誰一人取り残さないまちづくり

相談・支援体制の充実による人にやさしいまちづくり

施策

人権教育の推進

- ① 園・学校における人権教育の推進
- 教職員・保育教諭等の指導力の向上
- 発達段階に応じた人権教育
- 子どもの育ちと進路を保障する取組の充実
- ② 生涯学習における人権教育の推進

人権意識の普及

- ① 啓発活動の推進
- 市民への人権意識の普及
- 企業、事業者、団体への人権意識の普及
- 関係機関との連携
- ② 人権研修の充実と推進
- 職員の人権意識の向上
- 企業、事業者、団体への支援

連携・協働による取組の推進

- ① 市民、事業者の参加の促進
- ② 関係団体、関係機関との連携・協働の促進
- 市民活動での人権の視点の育成と連携、協働の推進
- 関係団体、関係機関との連携の強化
- 関係団体への支援

地域福祉の取組の推進

- ① 市民の社会参加への支援の促進
- 文化活動や地域活動などへの参加の支援
- 就労支援
- 人にやさしいまちづくりに向けた取組の推進
- 交流の機会と場の提供
- 共に暮らす地域づくり
- バリアフリー環境の整備
- 健康づくりの推進と福祉の充実

相談・救済・支援の充実

- ① 人権侵害の発見や防止体制の確立
- 人権侵害を見逃さない意識の高揚
- 対応体制の整備
- ② 相談・救済・支援体制の充実
- ③ 関係機関・団体等とのネットワーク化

主な分野別施策

- ① 部落差別 部落差別解消に向けた取組
- ② 女性(男女共同参画) 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重
- ③ 子ども 子どもの人権の尊重と権利保障の推進
- ④ 高齢者 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
- ⑤ 障がいのある人 障がいのある人の自立と、共に生きるまちづくり
- ⑥ 外国人 外国人市民の人権施策の充実
- ⑦ 感染症、患者 正しい知識の普及、社会参加への支援
- ⑧ 性の多様性 教育・啓発の推進、性的マイノリティの人々の権利保障
- ⑨ インターネットと人権 教育・啓発の推進、相談体制の充実
- ⑩ 災害時の人権 要配慮者の視点を踏まえた支援の充実
- ⑪ 個人情報の保護 個人情報保護制度の周知・啓発、相談体制の充実
- ⑫ さまざまな人権の尊重
 1. 独自の歴史・文化を持つ人々
 2. 刑を終えて出所した人
 3. 犯罪被害者とその家族
 4. ホームレス
 5. 北朝鮮当局による拉致被害者
 6. 人身取引
 7. 東日本大震災に起因する差別



総合的な施策の推進

5つの重点施策と取組の方向

施策の推進
検証

庁内における推進体制
湖南省人権対策推進本部・各担当課など

人権関連施策の推進・施策の実施

湖南省

「湖南省人権総合計画」

反映・調整

12の分野別施策
(他の基本計画・行動計画)

意見・助言

計画の検討・協議組織

湖南省人権擁護審議会

計画の実施その他人権擁護のために必要な事項の審議

連携

関係団体・関係機関との連携
連携協働による人権施策の推進

市民・事業者等

ひとりで悩まずに困った時は相談してください。まずはお電話ください。

相談内容	相談先・担当課など	連絡先
人権・部落差別問題 (日常生活・地域・職場での悩み事)	人権相談室 (公財)滋賀県人権センター	TEL : 077-527-3885 (FAXも同じ)
	人権擁護委員による「人権なんでも相談」 (湖南市人権擁護課)	TEL : 0748-77-8512 FAX : 0748-77-4101
家庭内の問題、職場や地域の間 関係、DVなど	女性の悩み相談 (湖南市人権擁護課)	TEL : 0748-77-8512 FAX : 0748-77-4101
DV、セクハラ、虐待、家庭内暴力に 関すること	滋賀県立男女共同参画センター	TEL : 0748-37-8739
	滋賀県中央子ども家庭相談センター 女性相談・児童虐待ホットライン	TEL : 077-564-7867
	女性の人権ホットライン	TEL : 0570-070-810 (最寄りの法務局につながります。)
DV、虐待など	湖南市子ども政策課	TEL : 0748-71-2345
児童虐待の通告	児童相談所全国共通ダイヤル	TEL : 189 (通話料無料)
いじめ、子どもの人権に関する こと	子どもの人権110番	TEL : 0120-007-110 (最寄りの法務局につながります。)
障がいに関する こと	湖南市障がい福祉課 (湖南市障がい者虐待防止センター)	TEL : 0748-71-2364
障がい者の権利擁護に関する こと	障害者110番【滋賀県権利擁護センター】	TEL : 077-566-0110
高齢者に関する こと	湖南市高齢福祉課	TEL : 0748-71-4652
外国人に関する こと	湖南市人権擁護課	TEL : 0748-77-8512
	湖南市国際協会	TEL : 0748-69-7530
就労に関する こと	湖南市商工観光労政課	TEL : 0748-71-2332
消費生活相談	湖南市消費生活センター (福祉政策課)	TEL : 0748-71-2360 FAX : 0748-72-3788
こころと身体の健康相談	湖南市健康政策課	TEL : 0748-72-4008 FAX : 0748-72-1481
こころの悩み	こころの電話相談 【滋賀県立精神保健福祉センター】	TEL : 077-567-5560
犯罪被害	おumi犯罪被害者支援センター	TEL : 077-525-8103

※どこに相談すればいいのかわからない場合は市人権擁護課(下記)までご連絡ください。

※上記以外にも多くの相談窓口があります、相談できる時間や詳細について、広報や市・県ホームページをご覧ください。



市ホームページ



県ホームページ

発行年月日 ● 2022年(令和4年)3月

発行 ● 湖南市総務部市民生活局人権擁護課

〒520-3195 滋賀県湖南市石部中央一丁目1番1号

TEL 0748-77-8512 FAX 0748-77-4101

E-Mail jinken@city.shiga-konan.lg.jp